

～守ろう、自転車安全利用 5則～

(令和4年11月1日改正)

1

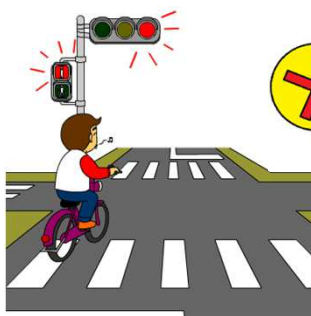
車道が原則、
左側を通行、
歩道は例外、
歩行者を優先

普通自転車が例外的に歩道が通行できるのは、

- 歩道通行可の標識がある歩道
- 13歳未満の子ども
70歳以上の高齢者
体の不自由な方
- 車道通行が危険な場合
など

2

交差点では
信号と一時停止を
守って
安全確認



自転車は「車両」です。

3

夜間はライトを点灯



夜間、自転車で道路を走るときは、ライトと尾灯（又は反射器）をつけなければなりません。

4

飲酒運転は禁止

自転車は「車両」です。
道路交通法違反が適用されます。

※罰則

5年以下の懲役
又は100万円
以下の罰金
(酒に酔った状態で
運転した場合)



5

ヘルメットを着用

・自転車の運転者は、
乗車用ヘルメットを
かぶるよう努めな
ければなりません。

・自転車の運転者は、
他人を乗車させると
きは乗車用ヘルメッ
トをかぶらせるよう
努めなければなりま
せん。

・保護者は、子どもが自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。



5
則

☆自転車も車両、横断歩道は歩行者優先です。

☆傘をさしながらの運転・携帯電話を使用しながらの運転はできません。

山梨県警察